

岩手県告示第 793 号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）附則第 18 条第 2 項第 1 号の規定により、福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として次のとおり公示する。

平成 18 年 7 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）の施行の日の前日において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 79 号）附則第 2 条の規定による廃止前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により厚生労働大臣の指定を受けている講習会